

農林水産大臣が定める農林物資の種類ごとの認定事項の確認を行う期間

制 定	平成18年3月1日農林水産省告示第 217号
改 正	平成19年5月7日農林水産省告示第 593号
改 正	平成19年8月29日農林水産省告示第1083号
改 正	平成19年9月25日農林水産省告示第1152号
改 正	平成19年10月31日農林水産省告示第1354号
改 正	平成19年11月28日農林水産省告示第1495号
改 正	平成20年3月21日農林水産省告示第 420号
改 正	平成20年5月13日農林水産省告示第 705号
最終改正	平成21年4月9日農林水産省告示第 494号

農 林 物 資 の 種 類	認定事項の確認を行う期間
即席めん、乾めん類、マカロニ類、植物性たん白、しょうゆ、ウスターソース類、風味調味料、ドレッシング、醸造酢、トマト加工品、にんじんジュース及びにんじんミックスジュース、乾燥スープ、マーガリン類等（マーガリン類、ショートニング）、精製ラード、食用精製加工油脂、食用植物油脂、ぶどう糖、異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖、ジャム類、豆乳類、果実飲料、炭酸飲料、食料缶詰及び食料瓶詰（農産物缶詰及び農産物瓶詰、畜産物缶詰及び畜産物瓶詰、水産物缶詰及び水産物瓶詰）、調理冷凍食品、農産物漬物、ベーコン類等（ベーコン類、ハム類、プレスハム、ソーセージ、混合ソーセージ）、ハンバーガーパティ等（ハンバーガーパティ、チルドハンバーグステーキ）、チルドミートボール、削りぶし、煮干魚類、パン粉、熟成ハム類等（熟成ハム類、熟成ソーセージ類、熟成ベーコン類）、畳表、生糸、製材、枠組壁工法構造用製材、集成材、枠組壁工法構造用たて継ぎ材、単板積層材、構造用パネル、素材、合板並びにフローリング	おおむね一年とする。ただし、農林水産大臣が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。
手延べ干しめん、地鶏肉、有機農産物、有機加工食品、有機飼料、有機畜産物、生産情報公表牛肉、生産情報公表豚肉、生産情報公表農産物、生産情報公表加工食品及び生産情報公表養殖魚	おおむね一年とする。

附 則（平成18年3月1日農林水産省告示第217号）
この告示は、平成18年3月1日から施行する。

改正文（平成19年5月7日農林水産省告示第593号）抄
公布の日から施行する。

附 則（平成19年8月29日農林水産省告示第1083号）抄
（施行期日）

1 この告示は、公布の日から90日を経過した日から施行する。

附 則（平成19年9月25日農林水産省告示第1152号）抄
（施行期日）

第1条 この告示は、公布の日から起算して90日を経過した日から施行する。

改正文（平成19年10月31日農林水産省告示第1354号）抄
公布の日から施行する。

附 則（平成19年11月28日農林水産省告示第1495号）
この告示は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

改正文（平成20年3月21日農林水産省告示第420号）抄
平成20年4月20日から施行する。

改正文（平成20年5月13日農林水産省告示第705号）
平成20年8月11日から施行する。

（最終改正の施行期日）

平成21年4月9日農林水産省告示第494号については、平成21年5月9日から施行する。

